

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 5 月 7 日（金）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

・上川法務大臣、丹羽内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）伊藤忠彦君（自民）、吉田宣弘君（公明）、高井崇志君（国民）、屋良朝博君（立民）、中谷一馬君（立民）、山花郁夫君（立民）、階猛君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

伊藤忠彦君（自民）

- （1） 本年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
ア 本事案についての出入国在留管理庁の受け止め、最終報告に向けた調査の状況及び可能な限り速やかに最終報告を取りまとめるべきとの考えに対する同庁の見解
イ 現場の話聞くだけでなくその様子を自らの目で見た上で処分を判断することが大事であるとの考えに対する法務大臣の見解
- （2） 本法案の改正点に対する周知の準備状況
- （3） 職員の外国語能力の向上など今後の出入国在留管理庁の在り方についての法務大臣の所感

吉田宣弘君（公明）

- （1） 送還忌避者の定義
- （2） 送還忌避者の増加の状況
- （3） 難民審査参与員の適格性を判断する仕組み
- （4） 難民又は補完的保護対象者には該当しないが人道上の配慮の必要性から在留特別許可をすべき者への対応
- （5） 現行の「在留特別許可に係るガイドライン」において在留特別許可の許否判断に当たっての積極要素とされている「本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること」が、法改正にあわせて作成される新たなガイドラインにおいても積極要素として維持されることの確認
- （6） 本年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案のような悲劇を繰り返さないため、出入国管理行政に対する法務大臣の決意を出入国管理行政に携わる全ての職員に浸透させる必要性

高井崇志君（国民）

- （1） 新型コロナウイルス変異株に対する水際対策
ア 日本が求めている出国前 72 時間以内の PCR 検査の受検及び陰性証明書の入手が難しいと報道されているインドからの入国者・帰国者に対する入国制限の具体的な対応措置
イ インドからの入国を禁止する一方、インドの在留邦人のうち帰国希望者については帰国後に十分な待機期間をとることを前提にチャーター機で帰国させるなどの対応をとるべきとの考えに対する外務省の見解
- （2） 本法案
ア 出入国在留管理庁やその前身の法務省入国管理局での出入国在留管理庁次長の勤務歴
イ 入管のプロパーである現在の出入国在留管理庁長官に国会答弁を担ってもらふ必要性及び同庁の幹部に入管での勤務歴のない者が登用されている現状を踏まえ、同庁の人事改革を行う必要性につ

いての法務大臣の見解

- ウ 監理措置の対象者が難民認定申請中の場合には、大使館等への支援要請を控えることの確認
- エ 3回目以降の難民認定申請を行う者が送還停止効の例外規定の適用除外を受けるのに必要とされる「認定を行うべき相当の理由がある資料」の具体的な内容
- オ 上記エの「相当の理由」を省令で明確に定める必要性

屋良朝博君（立民）

- (1) 在留特別許可
 - ア 子どもの養育や家族の結合といった要素を在留特別許可に係る積極要素として新たなガイドラインに明示していくことについての出入国在留管理庁の見解
 - イ 長期の不法滞在者であっても子どもの養育等を通じて日本社会に定着している外国人については在留特別許可の門戸を開いていくことについての法務大臣の見解
 - ウ 既に退去強制令書が出ている者に対しても新たなガイドラインを踏まえて在留特別許可を行うことを検討していくことについての法務大臣の見解
- (2) 不法滞在者
 - ア 仮放免された者の法的立場
 - イ 幼少期から仮放免の状況下で育ってきた子どもたちを送還忌避者として扱うことは人権問題ではないかとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 親の落ち度で在留資格を取得できなかった子どもが不法滞在者として扱われる法的根拠
 - エ 無国籍児への救済措置についての法務大臣の見解
 - オ 不法滞在者を正規化する方策としては在留特別許可しかないとの考えに対する法務大臣の見解

中谷一馬君（立民）

- (1) 入管法違反者の子どもとの対話
 - ア 法務大臣が面会を希望している団体の話を聞くことの確認
 - イ 出入国在留管理庁次長による上記アの面会への同席の有無
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連で訪日する外国人への水際対策
 - ア アスリート等の大会関係者の来日者数の想定を示す時期
 - イ 入国時検査では陰性だったがその後の検査で陽性と判明したアスリート等の大会関係者に変異株のスクリーニング検査を実施するか否かの確認
 - ウ アスリート等の大会関係者に入国後 14 日間の待機措置を適用するか否かの確認
 - エ 大会関係者の入国を特例で認めることにより変異株が蔓延した場合の責任の所在についての法務大臣及び内閣府副大臣の見解
- (3) 難民該当性に関する規範的要素の明確化
 - ア 難民条約の解釈に関し UNHCR の見解と政府の見解が矛盾する場合の対応についての出入国在留管理庁の見解
 - イ UNHCR と共に規範的要素の明確化に取り組むべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 在留特別許可申請の多言語化についての検討の有無
- (5) 監理措置制度
 - ア 出入国在留管理庁が想定している保証金の支払額及び監理人のなり手を見つけ保証金を支払うことができる申請者の割合
 - イ 届出義務に違反した場合には過料が科される可能性がある監理人にはなりたくないとの声が上がっていることに対する具体的な改善策についての法務大臣の所見

山花郁夫君（立民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 仮放免をしなかった判断が適切であったか否かの評価
- イ 当該死亡事案の評価が反映されていない本法案により被收容者の死亡事案がなくなるのか否かについての出入国在留管理庁の見解
- ウ スリランカ人女性の收容中のビデオを遺族及び国会に対して開示できない理由
- エ 死者のプライバシーについての法務省の認識
- オ 刑事施設視察委員会における提案箱の開封頻度及び本件死亡事案を受けて入国者收容所等視察委員会における提案箱の開封頻度を見直す必要性

階猛君（立民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案に係るビデオ映像の開示

- ア 平成14年に名古屋刑務所で発生した受刑者の死傷事案のビデオが、平成15年に本委員会の理事懇談会で開示されたことを法務大臣が知っていたか否かの確認
- イ 入管收容施設よりも保安上の管理が厳格であるべき刑務所のビデオが開示された例があることを踏まえると、理事懇談会でのビデオ開示を保安上の観点を理由に拒否することには合理的理由がないとの考えに対する法務大臣の見解
- ウ 過去の例を踏まえ理事懇談会でのビデオ開示を決断すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- エ 国会に対するビデオ開示の当否を理事懇談会の場で協議して判断するためにも理事懇談会でのビデオ開示が必要であるとの考えに対する法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 出入国在留管理庁が2008年7月に「DV事案に係る措置要領」を制定し、外国人DV被害者を認知した場合の対応を行ってきたことの確認
- イ 名古屋出入国在留管理局が2017年、2018年及び2019年に把握した外国人DV被害者数
- ウ スリランカ人女性に対するDV被害者としての事情聴取の有無及び違反調査等の際における母国語通訳の有無
- エ 上記アの措置要領では、DV被害者に対し退去強制手続を進める場合は原則仮放免をした上で所定の手続を進めるとされているにもかかわらず、スリランカ人女性に対してはそのような手続がなされなかった理由
- オ 本事案においてはスリランカ人女性がDV被害者であると入管当局が認識していなかったこと自体が問題であるとの認識の有無
- カ 上記アの措置要領に基づけば仮放免されるべきであったスリランカ人女性が仮放免されなかった理由
- キ 上記アの措置要領に基づきスリランカ人女性は仮放免されるべきであったとの考えに対する法務大臣の見解
- ク 出入国在留管理庁自らが定めた措置要領が守られなかった結果としてスリランカ人女性が亡くなったことに対する責任についての法務大臣の見解
- ケ スリランカ人女性が亡くなったことに対し心からお詫びすべきとの考えに対する法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の水際対策の議論より本法案の審査を優先して行う理由
- (2) 本法案の審査を優先して行った結果、インド変異株の感染が拡大した場合の責任についての法務大臣の見解
- (3) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 当該女性の死亡当日における血液検査の結果が異常であったことについての出入国在留管理庁の認識
 - イ 死亡2日前に当該女性を診察したのが精神科医であった理由
 - ウ スリランカ人女性の収容中における通訳の利用状況
 - エ 本事案が改正後の入管法第54条に規定する「健康上、人道上」の理由により収容を一時的に解除することが相当である場合に該当するか否かの確認
 - オ 本事案の死因が速やかに特定できていないのに被収容者が死亡した場合に遺族に対して死因を速やかに通知しなければならないとする改正後の入管法第55条の82の規定が施行できるのかとの考えに対する出入国在留管理庁の見解
 - カ 本事案において当該女性を仮放免すべきであったか否かをいまだに判断できない理由